

2021年4月25日

NPO 法人若者と家族のライフプランを考える会（LPW）

今回の緊急事態宣言を受けた対応について

京都府域において4月25日に緊急事態措置が発令されましたが、LPWの活動スケジュールは3月から行っている活動方針を継続します（特措法第24条第9項に基づく）。十分な感染防止対策を行った上で利用者の方に必要なプログラムを提供し、ひきこもり支援事業を行っていきます。

具体的には下記の通りです。

- ◎当面の間、通常プログラムと、各利用者さんのご都合に応じた在宅ワークを並行して行いながら活動を続けていきます。
- ◎LPW事務所におけるプログラム、イベント参加はLPW利用者限定とさせていただきます。（一般の方はオンライン参加をお願いします）。
- ◎相談・見学については予約制で行います。

来所される皆さまへ

- ① 来所の日時はあらかじめスタッフと決めておいてください。
（事務所内が混雑して密にならないよう必ず約束の日時を守ってください）
- ② 事務所内ではマスクを着用してください。
- ③ 来所されたらまず検温・手洗いをお願いします。
- ④ 飛沫感染のリスクがありますので事務所内での飲食は当面控えてください。

※ 4月29日から5月5日までは原則閉所とします。
5月6日からは通常通り開所予定です。



お問い合わせ

NPO 法人若者と家族のライフプランを考える会

Tel&Fax：075-201-8073

携帯：080-2538-3036

E-mail：mypath@lpw-kyoto.org